〇就労継続支援A型サービス費

				1	注 地方公共団	lever :		S. Commission of the commissio	1		Factoria -
基本部分					体が設置する 指定就労継	利用者の数 が利用定員を 超える場合	職業指導員 又は生活支 援員の員数	サービス管理 責任者の員 数が基準に	就労継続支 援A型計画等 が作成されて	自己評価未公表減算	身体拘束廃 止未実施減 算
基本部分					続支援A型事 業所等の場 合		が基準に満たない場合	又 数が基準に 満たない場合	いない場合		
イ 就労継続支援(A型サービス費	1) 定員20人以下		70点以上の場合	(724単位)							
(I) (7.5:1)			50点以上170点未満の場合 30点以上150点未満の場合	(692単位) (676単位)							
(7.5.1)			05点以上130点未満の場合	(655単位)							
		(五) 評価点が80	0点以上105点未満の場合	(527単位)							
			0点以上80点未満の場合	(413単位)							
	2) 定員21人以	(七) 評価点が60(一) 評価点が17	J点木海の場合 70点以上の場合	(319単位) (643単位)							
	上40人以下		50点以上170点未満の場合	(615単位)							
			30点以上150点未満の場合	(601単位)							
			D5点以上130点未満の場合 D点以上105点未満の場合	(583単位) (468単位)							
			0点以上80点未満の場合	(367単位)							
l <u>L</u>			0点未満の場合	(282単位)							
	3) 定員41人以 上60人以下		70点以上の場合	(605単位) (578単位)							
			50点以上170点未満の場合 30点以上150点未満の場合	(578単位) (565単位)							
			05点以上130点未満の場合	(547単位)							
			0点以上105点未満の場合	(439単位)							
		(六) 評価点が60(七) 評価点が60	0点以上80点未満の場合 0点ま港の場合	(344単位) (265単位)							
	4) 定員61人以		70点以上の場合	(265単位) (593単位)							
-	上80人以下	(二) 評価点が15	50点以上170点未満の場合	(568単位)]						
			30点以上150点未満の場合 05点以上130点未満の場合	(555単位) (536単位)							
			D5点以上130点未満の場合 D点以上105点未満の場合	(536単位) (432単位)							
			0点以上80点未満の場合	(338単位)							
<u> </u>	E/ 中 B A 4 1 1111		0点未満の場合	(260単位)							
	5) 定員81人以 上		70点以上の場合 50点以上170点未満の場合	(574単位) (547単位)							
			50点以上170点未満の場合 30点以上150点未満の場合	(54/単位) (534単位)							
			05点以上130点未満の場合	(518単位)]		減管が产中土	潜管が定田士	建算が定日ナ		
			0点以上105点未満の場合	(416単位)			減算が適用される月から2	減算が適用される月から4	減算が適用される月から2		
			D点以上80点未満の場合 D点未満の場合	(327単位) (252単位)			月目まで ×70/100	月目まで ×70/100	月目まで ×70/100		利用者全員について、1
口就労継続支援(1) 定員20人以		70点以上の場合	(660単位)	×965/1,000	×70/100	3月以上連続	5月以上連続	3月以上連続	×85/100	日につき5単
A型サービス費 (Ⅱ)	٢	(二) 評価点が15	50点以上170点未満の場合	(630単位)]		して減算の場合	して減算の場合	して減算の場合		位を減算
(10:1)			30点以上150点未満の場合	(616単位) (597単位)			× 50/100	¥ 50/100	× 50/100		
			05点以上130点未満の場合 0点以上105点未満の場合	(597単位) (480単位)							
		(六) 評価点が60	0点以上80点未満の場合	(376単位)							
7	2) 定員21人以		0点未満の場合	(290単位)							
	2) 定員21人以 上40人以下		70点以上の場合 50点以上170点未満の場合	(588単位) (563単位)							
			30点以上150点未満の場合	(549単位)]						
			05点以上130点未満の場合	(532単位)							
			0点以上105点未満の場合 0点以上80点未満の場合	(426単位) (335単位)							
		(七) 評価点が60		(258単位)							
	3) 定員41人以 上60人以下		70点以上の場合	(546単位)]						
-			50点以上170点未満の場合 30点以上150点未満の場合	(522単位) (510単位)							
			30点以上150点未満の場合 D5点以上130点未満の場合	(510単位) (494単位)							
		(五) 評価点が80	0点以上105点未満の場合	(397単位)							
			0点以上80点未満の場合	(312単位)							
1	4) 定員61人以	(七) 評価点が60(一) 評価点が17		(240単位) (535単位)							
-	上80人以下		70点以上の場合 50点以上170点未満の場合	(511単位)							
		(三) 評価点が13	30点以上150点未満の場合	(499単位)]						
			05点以上130点未満の場合	(484単位)							
			0点以上105点未満の場合 0点以上80点未満の場合	(388単位) (305単位)							
		(七) 評価点が60	0点未満の場合	(235単位)							
	5) 定員81人以 上	(一) 評価点が17		(516単位)							
			50点以上170点未満の場合 30点以上150点未満の場合	(493単位) (482単位)							
			30点以上130点未満の場合	(482単位) (467単位)							
		(五) 評価点が80	0点以上105点未満の場合	(375単位)							
			0点以上80点未満の場合	(295単位)							
W Afron -	D+====================================	(七) 評価点が60		(226単位)							
			所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数								
福祉専門職員配置等	等加算	イ 福祉専門職員		(1日につき15単位を加算)							
		口 福祉専門職員ハ 福祉専門職員		(1日につき10単位を加算) (1日につき6単位を加算)							
視覚・聴覚言語障害	者支援体制加算			(1日につき41単位を加算)							
重度安支短/t-型+n-2	ir .	/ 雷泰基女型外制加强/**	(1) 中昌20 1 以下		i]						
重度者支援体制加算		イ 重度者支援体制加算(I) (障害基礎年金1級受給者/利用者	(1)定員20人以下 (2)定員21人以上40人以下	(1日につき56単位を加算) (1日につき50単位を加算)							
			(3)定員41人以上60人以下	(1日につき47単位を加算)							
			(4)定員61人以上80人以下	(1日につき46単位を加算)							
		-	(5)定員81人以上	(1日につき45単位を加算)							
		ロ 重度者支援体制加算(E) (障害基礎年金1級受給者/利用者		(1日につき28単位を加算) (1日につき25単位を加算)							
		が100分の25)		(1日につき24単位を加算)							
			(4)定員61人以上80人以下	(1日につき23単位を加算)							
		L	(5)定員81人以上	(1日につき22単位を加算)	j						

初期加算 (利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)						
訪問支援特別加算(月2回を限度) (1)1時間未満				(1回につき187単位を加算)		
		(2)1時間以上		(1回につき280単位を加算)		
欠席時対応加算	(月4回を限度)			(1回につき94単位を加算)		
就労移行支援体 制加算	イ 就労移行支援 体制加算(I)	(1) 定員20人以 下	(一) 評価点が170点以上の場合	(1日につき93単位を加算)		
	(7.5:1)		(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (三) 評価点が130点以上150点未満の場合	(1日につき87単位を加算) (1日につき80単位を加算)		
			(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	(1日につき73単位を加算)		
			(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	(1日につき65単位を加算)		
			(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	(1日につき57単位を加算)		
		(A) 由号(A L IN	(七) 評価点が60点未満の場合	(1日につき50単位を加算)		
		(2) 定員21人以 上40人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (二) 評価点が150点以上170点未満の場合	(1日につき49単位を加算) (1日につき45単位を加算)		
			(三) 評価点が130点以上170点未満の場合	(1日につき45単位を加算)		
			(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	(1日につき37単位を加算)		
			(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	(1日につき32単位を加算)		
			(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	(1日につき27単位を加算)		
		(3) 定員41人以	(七) 評価点が60点未満の場合	(1日につき23単位を加算)		
		上60人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (二) 評価点が150点以上170点未満の場合	(1日につき35単位を加算) (1日につき32単位を加算)		
			(三) 評価点が130点以上170点未満の場合	(1日につき32年位を加算)		
			(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	(1日につき25単位を加算)		
		1	(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	(1日につき21単位を加算)		
		1	(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	(1日につき17単位を加算)		
		(4) 定員61人以	(七) 評価点が60点未満の場合 (一) 評価点が170点以上の場合	(1日につき14単位を加算)		
		上80人以下	(二) 評価点が170点以上の場合	(1日につき27単位を加算) (1日につき25単位を加算)		
			(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	(1日につき21単位を加算)		
		1	(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	(1日につき19単位を加算)		
		1	(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	(1日につき16単位を加算)		
		1	(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	(1日につき13単位を加算) (1日につき10単位を加算)		
		(5) 定員81人以	(七) 評価点が60点未満の場合 (一) 評価点が170点以上の場合	(1日につき10単位を加算) (1日につき22単位を加算)		
		± ERUNA	(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	(1日につき20単位を加算)		
			(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	(1日につき17単位を加算)		
			(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	(1日につき16単位を加算)		
			(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	(1日につき13単位を加算)	注1 前年度において、就労継続支援A型等を受け	
			(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (七) 評価点が60点未満の場合	(1日につき11単位を加算) (1日につき8単位を加算)	た後就労し、6月以上就労継続している者が1名以 上いる場合、評価点に応じた所定単位数にその前	
	口 就労移行支援	(1) 定員20人以	(一) 評価点が170点以上の場合	(1日につき90単位を加算)	年度実績の人数を乗じた単位数を加算	
	体制加算(II) (10:1)	下	(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	(1日につき84単位を加算)	注2 前年度実績には就労継続支援A型事業所への 就職は除く	
			(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	(1日につき77単位を加算)	別の現代を	
			(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (五) 評価点が80点以上105点未満の場合	(1日につき70単位を加算) (1日につき62単位を加算)		
			(六) 評価点が80点以上105点未満の場合	(1日につき54単位を加算)		
			(七) 評価点が60点未満の場合	(1日につき47単位を加算)		
		(2) 定員21人以	(一) 評価点が170点以上の場合	(1日につき48単位を加算)		
		上40人以下	(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	(1日につき44単位を加算)		
			(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	(1日につき40単位を加算)		
			(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (五) 評価点が80点以上105点未満の場合	(1日につき36単位を加算) (1日につき31単位を加算)		
			(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	(1日につき26単位を加算)		
		(3) 定員41人以 上60人以下	(七) 評価点が60点未満の場合	(1日につき22単位を加算)		
			(一) 評価点が170点以上の場合	(1日につき34単位を加算)		
			(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	(1日につき31単位を加算)		
			(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (四) 評価点が105点以上130点未満の場合	(1日につき27単位を加算) (1日につき24単位を加算)		
		1	(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	(1日につき20単位を加算)		
			(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	(1日につき16単位を加算)		
		(4) 中長へ1 ! ***	(七) 評価点が60点未満の場合	(1日につき13単位を加算)		
		(4) 定員61人以 上80人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (二) 評価点が150点以上170点未満の場合	(1日につき27単位を加算) (1日につき25単位を加算)		
		1	(三) 評価点が130点以上170点未満の場合	(1日につき25単位を加昇)		
		1	(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	(1日につき19単位を加算)		
			(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	(1日につき16単位を加算)		
		1	(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	(1日につき13単位を加算)		
		(5) 定員81人以	(七) 評価点が60点未満の場合 (一) 評価点が170点以上の場合	(1日につき10単位を加算) (1日につき21単位を加算)		
		±	(二) 評価点が170点以上の場合 (二) 評価点が150点以上170点未満の場合	(1日につき21単位を加算)		
		1	(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	(1日につき16単位を加算)		
			(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	(1日につき15単位を加算)		
			(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	(1日につき12単位を加算)		
		1	(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (七) 評価点が60点未満の場合	(1日につき10単位を加算) (1日につき7単位を加算)		
W. F. C			(し) 町岡点が00点不周の場合	(ロにラさ/半位を加昇)		I
労移行連携加	界			(1回につき1,000単位を加算)		
金向上读成均	導員配置加質	イ 定員20人以下		(1日につき70単位を加算)		
愛金向上達成指導員配置加算		イ 定員20人以下 ロ 定員21人以上		(1日につき70単位を加算) (1日につき43単位を加算)		
		ハ 定員41人以上		(1日につき26単位を加算)		
		二 定員61人以上		(1日につき19単位を加算)		
		木 定員81人以上		(1日につき15単位を加算)		
	算	イ 医療連携体制 ロ 医療連携体制		(1日につき32単位を加算) (1日につき63単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護で 注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護で	であって、看護の提供時間が1時間未満である場合であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である
療連携体制加		ハ 医療連携体制		(1日につき03単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護で	
:撩連携体制加		* * RET DY VET 132 NAVID				
療連携体制加		二 医療連携体制		(1日につき800単位を加算)		
療連携体制加			加算(Ⅳ) (1)利用者が1人 (2)利用者が2人	(1日につき500単位を加算)	注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であ	ある場合
療連携体制加			加算(Ⅳ) (1)利用者が1人 (2)利用者が2人 (3)利用者が3人以上8人以		注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であ	ある場合

				1				
利用者負担上限額	領管理加算(月1回を	・限度)	(4 🖂					
			(1回につき150単位を加算)					
食事提供体制加算	Į.							
			(1日につき30単位を加算)					
送迎加算		イ 送迎加算(I)	(片道につき21単位を加算)					
		口 送迎加算(Ⅱ)	(片道につき10単位を加算)	注 同一敷地内の場合 ×70/100				
障害福祉サービス	の体験利用支援	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(I)	(1日につき500単位を加算)	注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位				
加算		ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(II)	(1日につき250単位を加算)					
在宅時生活支援サ	ナービス加算							
			(1日につき300単位を加算)					
ļ				1				
社会生活支援特別	川加算							
			(1日につき480単位を加算)					
	イ 福祉・介護職員	処遇改善加算(I)						
			(1月につき +所定単位×57/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特				
	ロ 福祉・介護職員	処遇改善加算(Ⅱ)		定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可				
			(1月につき +所定単位×41/1,000)	注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能				
	ハ 福祉・介護職員	風処遇改善加算(Ⅲ)		注4 指定障害者支援施設において行った場合				
遇改善加算	_ 4941 A 59 99 5	2 by 10 to the bit (we)	(1月につき +所定単位×23/1,000)	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×65/1,000) □ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×47/1,000)				
	二 備祉・介護職員	d処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +ハの90/100)	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(皿) (1月につき +所定単位×26/1,000)				
	士 垣址,介護聯長	M	(TAIC 25 +7(0)90/100)	二 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +ハの90/100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +ハの80/100)				
	小 田瓜 月 改明	(龙坦以音加弈(V)	(1月につき +ハの80/100)	THE PROPERTY CONTRACTOR OF THE PROPERTY OF THE				
1			(1711222 17107007 1007					
福祉・介護職員処	遇改善特別加算			注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特 定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計				
(1月につき +所定単位×7/1,000)				注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可				
福祉·介護職員等 特定処遇改善加 算	イ 福祉・介護職員	等特定処遇改善加算(I)						
			(1月につき +所定単位×17/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特 定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計				
	ロ 福祉·介護職員	§等特定処遇改善加算(Ⅱ)		注2 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき +所定単位×18/1,000)				
			(1月につき +所定単位×15/1,000)					